

徳島市監査委員告示第12号

令和2年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年3月3日

徳島市監査委員	稲井博
同	藤原晃
同	岡南均
同	岸本和代

教総発第23号
令和3年2月5日

徳島市監査委員 殿

徳島市教育委員会
教育長 松本賢治

令和2年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和3年2月2日報告分）に基づく措置状況

教育委員会

監査の結果	措置状況
1 収入事務 (1) 納入通知書において、行政財産目的外使用料の納入期限の設定が適正でないものがあった。	1 収入事務 (1) 今後は行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な納入期限を設定し、事務処理を行います。
2 財産管理事務 (1) 特別利用における使用料の算定が適正でないものがあった。	2 財産管理事務 (1) 当該事案については、直ちに是正しました。今後は、徳島市立徳島城博物館条例に基づき適正な事務処理を行います。
3 その他 (1) 週休日の振替について、一部に不適切な運用があった。 (2) 指定管理業務に係る利用料金の変更承認決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。	3 その他 (1) 当該事案については、直ちに是正しました。今後は、徳島市職員の勤務時間に関する条例及び徳島市職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理を行います。 (2) 今後は事務決裁規程に基づき、適正に事務処理を行います。